

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

直近の決算日： 令和 7 年 3 月 31 日

1. 団体の概要

団体名	(公財) 長崎県食鳥肉衛生協会	設立目的、経緯及び根拠法						
設立年月日	平成4年3月6日	食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生の防止と国民の健康の保護を図るため、平成4年4月1日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(以下、食鳥処理法という。)が施行され、法第15条に基づき、県が食鳥検査を行うこととなったが、検査を行う獣医師の確保が困難なため、法第21条に基づく厚生労働大臣の指定検査機関として、県が全額出資し当該法人を設立。						
所在地等	〒 854-0022	平成24年4月1日、公益財団法人へ移行。						
	諫早市幸町79番20号	平成29年4月1日より、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」に基づき長崎県知事の指定検査機関となる。						
	TEL 0957-21-1847							
	Fax 0957-21-5088							
E-Mail n-syokuch@alto.ocn.ne.jp								
県所管課	県民生活環境 部	生活衛生 課	定款等に定める事業					
資本金・ 基本金等の額 (千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	1 食鳥検査に関する事業 ①食鳥処理場における食鳥検査 ②検査員の技術研修 ③食鳥肉の衛生に関する指導及び調査研究 2 その他協会の目的を達成するために必要な事業				
	長崎県	10,000	100.00					
			0.00					
			0.00					
			0.00					
	その他		0.00					
	総 額	10,000	100.00					
ホームページURL	http://syokuch.com							

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)

役員 (名)	区分		R4	R5	R6	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他	
	常勤		1	1	1	0				1	0	0	0
	非常勤		7	7	7	0				1	0	0	2
合 計			8	8	8	0	0	1	1	0	2	4	
職員 (名)	R4	R5	R6	正規職員		派遣県職員	兼務県職員	非正規職員		他自治体	民間	その他	
	15	15		15	8	6	0	0	7	6	0	0	
1人当たり人件費(年度推移)			R4		R5		R6		平均年齢	賞与月数			
常勤役員報酬年額(千円)			*		*		*		* 歳	/			
正規職員平均給料月額(千円)			238		238		238		66 歳	3 月			
1人当たり人件費(R6、年代別)			20代以下		30代		40代		50代	60代以上	/		
正規職員平均給料月額(千円)									*	246			
各年代別正規職員数(名)									1	7	/		
県からの常勤又は非常勤役員			県の役職				団体での役職				区分		
			生活衛生課長				理事				非常勤		
上記役員以外の顧問等													
県派遣又は兼務職員													

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)(続き)

組織図



3. 県財政負担の状況(千円)

〈当年度受入額〉		〈当年度末残高〉	
補助金	0	貸付金残高	0
負担金	0	損失補償・債務保証残高	0
委託料	0		
貸付金	0		
損失補償・債務保証額	0		
出資金	0		

4. 県の政策との関連性

1 政策目標

■食品の安全性の確保

食肉の全頭検査を行うとともに、生産者へ検査データを還元し、健康で安全な家畜の生産を支援することにより、食中毒等の発生防止に努め、食品の安全性の確保を図る。

2 県との役割分担

県の役割		団体の役割
食鳥の食用の可否について、(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に知事が行う検査を委任。必要に応じて、検査に必要な経費について、補助金を交付。		食鳥処理場にて食鳥検査を実施し、食用にできない食鳥について処理業者に廃棄を指示。また、検査後にデータを生産者へ還元。
団体に委ねる理由		説明
<input type="radio"/> 県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能		検査を行う県職員(獣医師)の確保及び人件費を考慮すると、当該団体での事業実施が相応しい。
<input type="radio"/> 県が直接実施することが困難		
その他		

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

3 事業実施状況					
事業名		事業概要	事業費(千円)	主な実績	事業の評価、今後の方向性
1	食鳥検査事業	食鳥処理法に基づき、食鳥の食用の可否について検査を実施した。食用にできない食鳥はと殺・解体禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。	56,861	法に基づく食鳥検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除している。 : 152,036羽 全部廃棄 : 93,937羽	食鳥検査により、食鳥処理法第15条第4項に規定する疾病は排除されており、これらの疾病に起因する健康被害は報告されていないことから、事業の目的は果たされている。 今後も食鳥処理法に基づき全羽検査を行うことにより、安全な食鳥肉を提供していく。
2					
3					

【共通】

5. 中期経営計画等の進捗状況・事業目標の達成状況						◎ 達成 ○ 一部達成 × 未達成 - 未実施				
中期計画	No.	項目名	R6 実績	計画上の目標値		最終年度 (R)	達成状況			
中期計画	①	(目標値設定の根拠・考え方)								
		(翌年度に向けての改善事項等)								
	②	(目標値設定の根拠・考え方)								
		(翌年度に向けての改善事項等)								
	③	(目標値設定の根拠・考え方)								
		(翌年度に向けての改善事項等)								
	④	(目標値設定の根拠・考え方)								
		(翌年度に向けての改善事項等)								
事業目標	No.	項目名	R6 実績	計画上の目標値			最終年度 (R)			
	①	食鳥検査	(計画)	数値目標なし	数値目標なし	数値目標なし	実績値として食鳥検査羽数を記載。 食鳥検査は法に基づき、申請された全ての食鳥に対して実施するため、数値目標の設定はできない。			
			(実績)	17,199,222	17,851,776	17,943,864				
	②		(計画)							
			(実績)							
	③		(計画)							
			(実績)							

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

(県が期待する効果の実現)						
評価結果		評価理由				
○	十分実現している	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき一羽毎に検査を実施し、食用不適食鳥肉をすべて排除することで、本県における食品安全性確保に寄与している。				
	概ね実現しているが未実現の部分がある					
	実現できていない					
(計画達成状況の判定)						
判定項目		評価基準				点数
①	中期経営計画の策定	[2点]中期経営計画(計画期間3年以上)を策定している				-
②	中期経営計画の目標達成	[1点]目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成				-
③	事業目標の達成	[1点]事業目標を1項目達成	[2点]2項目以上達成			1
④	県が期待する効果の実現	[1点]効果を概ね実現している	[2点]十分実現している			2
合計						3
【公益法人会計基準適用法人用】			直近の決算日: 令和 7年 3月 31日			
6. 財務の状況 (単位:千円、%)						
項目	R4		R5		R6	
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比
【貸借対照表】						
流動資産	8,799	103.80	10,860	123.42	9,556	87.99
うち金銭債権額	1,943	106.41	2,172	111.79	1,481	68.19
固定資産	20,389	97.86	18,389	90.19	18,942	103.01
基本財産	10,000	100.00	10,000	100.00	10,000	100.00
特定資産	8,655	109.63	7,861	90.83	8,942	113.75
その他固定資産	1,733	58.97	528	30.47	0	0.00
資産合計(A)	29,188	99.58	29,249	100.21	28,498	97.43
流動負債	3,736	96.99	4,538	121.47	3,835	84.51
うち短期借入金	0	-	0	-	0	-
固定負債	1,839	100.93	1,869	101.63	1,869	100.00
うち長期借入金	0	-	0	-	0	-
うち退職給付引当金	1,839	100.93	1,869	101.63	1,869	100.00
負債合計	5,575	98.26	6,407	114.92	5,704	89.03
指定正味財産	10,000	100.00	10,000	100.00	10,000	100.00
一般正味財産	13,613	99.82	12,841	94.33	12,794	99.63
正味財産合計(B)	23,613	99.90	22,841	96.73	22,794	99.79
団体債務保証額	0	-	0	-	0	-
【正味財産増減計算書】						
経常収益(C)	56,499	100.55	58,702	103.90	58,965	100.45
うち受託事業収入	56,499	100.55	58,678	103.86	58,956	100.47
うち補助金収入	0	-	0	-	0	-
うち基本財産等運用益収入	1	100.00	24	2,400.00	9	37.50
うち自己収入(D)	56,499	100.55	58,702	103.90	58,702	100.00
うち県財政支出額(E)	0	-	0	-	0	-
経常費用	56,524	100.03	59,473	105.22	59,012	99.22
事業費	54,360	99.64	57,362	105.52	56,861	99.13
うち人件費(F)	50,191	99.61	52,961	105.52	53,219	100.49
管理費(G)	2,164	110.97	2,111	97.55	2,151	101.89
うち人件費(H)	1,191	100.17	1,239	104.03	1,254	101.21
当期経常増減額(I)	-25	7.84	-771	3,084.00	-47	6.10
経常外損益	0	-	0	-		-
当期一般正味財産増減額(J)	-25	7.84	-771	3,084.00	-47	6.10
当期指定正味財産増減額(K)	0	-	0	-	0	-
(会計方針の変更による影響額)	0	-	0	-	0	-
【収支計算書等】						
当期収入	56,499	100.55	58,702	103.90	58,965	100.45
当期支出	56,524	100.03	59,473	105.22	59,012	99.22
当期収支差額(L)	-25	7.84	-771	3,084.00	-47	6.10
次期繰越収支差額(M)				-		-
【会計単位別】						
経常収益	58,965	59,012	-47	58,965	59,012	-47
経常費用						
当期経常損益						
一般会計	58,965	59,012	-47	58,965	59,012	-47
特別会計						
合計	58,965	59,012	-47	58,965	59,012	-47

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

各財務数値の増減理由及び各種引当金の設定状況等							
(財務状況の判定)							
判定項目	R4	R5		R6			点数
	数値・比率	数値・比率	対前年度比	数値・比率	対前年度比	対前々年度比	
① 当期経常増減額率(I/C)	-0.04	-1.31	2968.26	-0.08	6.07	180.14	-0.8
② 当期一般正味財産増減額率(J/C)	-0.04	-1.31	2968.26	-0.08	6.07	180.14	-0.8
③ 当期指定正味財産増減額(K)	0	0		0			0.0
④ 正味財産比率(B/A)	80.90	78.09	96.53	79.98	102.42	98.87	0.0
⑤ 次期繰越収支差額(M)	0	0		0			0.0
⑥ 県財政支出率(E/C)	0.00	0.00		0.00			0.0
⑦ 自己収入比率(D/C)	100.00	100.00	100.00	99.55	99.55	99.55	0.0
⑧ 管理費比率(G/C)	3.83	3.60	93.89	3.65	101.44	95.24	0.0
合計							-1.6

※判定項目ごとに評価基準に基づき採点

【共通】

7. 経営内容及び事業活動についての総合判定																		
(団体の自己評価)																		
「計画達成状況」「財務状況」の合計点数	1.4	➡	総合判定			B												
5点以上:A 概ね良好		-5点以上～5点未満:B 改善の余地あり			-5点未満:C 一層の努力が必要													
※事業活動・経営の努力・今後の課題及び改善事項等																		
<p>当協会は、食鳥検査法に基づく指定検査機関として県の委任を受け、食の安全・安心のため、食鳥検査の業務を遂行している。近年の堅調な食鳥肉の需要を背景に、検査羽数、検査手数料ともに増加する一方、経常費用の約9割を占める人件費を長期に据え置くなどの経費節減に努めた結果、令和元年度からは県補助金を全く受け入れることなく受託事業を達成した。</p> <p>今後も検査羽数、検査手数料の推移を注視するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生による検査羽数の減も絶えず懸念されることから、引き続き適切な経費の執行を図るとともに、検査体制の維持・充実のため、検査員等職員の人材確保対策に努める。</p>																		
(県の評価)																		
合計点数	5.0	※評価の内容、県評価での加点・減点、総合判定の理由 (加点・減点を行う場合は、点数及び理由を具体的に記載ください。) 本協会は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、県が行うべき事業を委任されている。財務状況について、近年の検査羽数の増加に伴う検査手数料収入の増加により、運営状況は良好であり、令和元年度以降、県において補助金の予算計上は行っていない。 また、人材確保のための資金を計画的に積み立てる等、将来にわたる検査体制の整備に努めている。 これらのことから、当該法人の経営内容及び事業活動に大きく改善すべき点は認めないため、総合判定をAとする。																
総合判定	A																	
(今後の県の関与の方針)																		
食鳥検査は法に基づき県が行う必要のある事務であるが、検査を行う獣医師の確保及び人件費の面から、本協会での検査実施が効率的である。高病原性鳥インフルエンザの発生等により検査羽数が減少し、本協会の経営に支障が生じる可能性がある一方で、食鳥検査は安全な食鳥肉の供給に不可欠な業務であるため、今後も本協会の円滑な業務運営を支援する。																		